

福祉常任委員会資料

令和6年6月12日
(2024年)

福祉保健部国保医療課

令和6年度(2024年度)城陽市国民健康保険料の保険料率及び減額について

◎令和6年度医療給付費分保険料の保険料率及び減額について

1. 保険料率

所得割 8.41/100 均等割 23,720円 平等割 25,120円

2. 保険料の減額

(1) 低所得者分 (注1)(注2)

(参考)

(6年度料率)

(減額すべき額)

(賦課額)

7割減額	均等割	16,610円	均等割	23,720円	－	16,610円	=	7,110円
	平等割	17,590円	平等割	25,120円	－	17,590円	=	7,530円
			(特定世帯の場合)	12,560円	－	8,800円	=	3,760円
			(特定継続世帯の場合)	18,840円	－	13,190円	=	5,650円
5割減額	均等割	11,860円	均等割	23,720円	－	11,860円	=	11,860円
	平等割	12,560円	平等割	25,120円	－	12,560円	=	12,560円
			(特定世帯の場合)	12,560円	－	6,280円	=	6,280円
			(特定継続世帯の場合)	18,840円	－	9,420円	=	9,420円
2割減額	均等割	4,750円	均等割	23,720円	－	4,750円	=	18,970円
	平等割	5,030円	平等割	25,120円	－	5,030円	=	20,090円
			(特定世帯の場合)	12,560円	－	2,520円	=	10,040円
			(特定継続世帯の場合)	18,840円	－	3,770円	=	15,070円

(2) 未就学児分 (注3)

(参考)

(6年度料率)

(減額すべき額)

(賦課額)

低所得者7割減額時	均等割	3,560円	均等割	7,110円	－	3,560円	=	3,550円
低所得者5割減額時	均等割	5,930円	均等割	11,860円	－	5,930円	=	5,930円
低所得者2割減額時	均等割	9,490円	均等割	18,970円	－	9,490円	=	9,480円
低所得者減額なし時	均等割	11,860円	均等割	23,720円	－	11,860円	=	11,860円

(注1) 総所得金額が以下の金額を超えない世帯については、均等割及び平等割が減額されます。

7割減額：43万円＋10万円×（給与所得者等の人数－1※）

5割減額：43万円＋29.5万円×加入者数＋10万円×（給与所得者等の人数－1※）

2割減額：43万円＋54.5万円×加入者数＋10万円×（給与所得者等の人数－1※）

※一定の給与所得者または公的年金等受給者が2人以上いる場合、合計人数から1を減じた数

(注2) 特定世帯とは、75歳に到達する被保険者が国保から後期高齢者医療に移行することにより、その世帯の国保被保険者が単身となる世帯で、平等割の2分の1を減額。特定継続世帯とは、特定世帯となってから5年を経過し8年を経過する月までにある世帯で、平等割の4分の1を減額。

(注3) 未就学児とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者で、低所得者に係る減額後の均等割に対し、その2分の1を減額。

令和 6 年度保険料率の試算について【医療給付費分】

〔支出見込額〕

〔収入見込額〕

医療給付費分
7,935,548 千円

医療給付費分
現年度保険料 (賦課総額)
1,120,782 千円
内、保険料収入必要分
(949,428千円)
内、財政調整基金
(77,512千円)
内、保険基盤安定繰入金 (軽減分)
未就学児均等割保険料繰入金
産前産後保険料繰入金
(171,354千円)
医療給付費分
6,814,766 千円
内訳
府支出金
6,481,428 千円
一般会計繰入金
227,805 千円
(軽減分、未就学児分、
産前産後分を除く)
その他財源
105,533 千円

保険料収入必要分 871,916 千円 ÷ (徴収率) 96.08% = (調定額) 907,489 千円
 (法定軽減額) 171,354 千円 + (市独自減免額) 9,217 千円 = 180,571 千円
 調定額ベース (賦課総額) 1,088,060 千円

÷ (取得喪失による変動率) 98.48%
 (当初賦課額) 1,104,853 千円

所得割 (100分の50に相当する額)
 552,816 千円 ÷ 6,573,328 千円 = 8.41 %
 (5 年度 7.80 %) 差 0.61 pt

均等割 (100分の30に相当する額)
 329,399 千円 ÷ 13,887 人 = 23,720 円
 (5 年度 21,800 円) 差 1,920 円

平等割 (100分の20に相当する額)
 222,638 千円 ÷ 8,863 世帯 = 25,120 円
 (5 年度 23,460 円) 差 1,660 円

◎令和6年度後期高齢者支援金等分保険料の保険料率及び減額について

1. 保険料率

所得割 3.23/100 均等割 9,000円 平等割 9,520円

2. 保険料の減額

(1) 低所得者分 (注1) (注2)

			(参考)	(6年度料率)	(減額すべき額)	(賦課額)
7割減額	均等割	6,300円	均等割	9,000円	－ 6,300円	＝ 2,700円
	平等割	6,670円	平等割	9,520円	－ 6,670円	＝ 2,850円
			(特定世帯の場合)	4,760円	－ 3,340円	＝ 1,420円
			(特定継続世帯の場合)	7,140円	－ 5,000円	＝ 2,140円
5割減額	均等割	4,500円	均等割	9,000円	－ 4,500円	＝ 4,500円
	平等割	4,760円	平等割	9,520円	－ 4,760円	＝ 4,760円
			(特定世帯の場合)	4,760円	－ 2,380円	＝ 2,380円
			(特定継続世帯の場合)	7,140円	－ 3,570円	＝ 3,570円
2割減額	均等割	1,800円	均等割	9,000円	－ 1,800円	＝ 7,200円
	平等割	1,910円	平等割	9,520円	－ 1,910円	＝ 7,610円
			(特定世帯の場合)	4,760円	－ 960円	＝ 3,800円
			(特定継続世帯の場合)	7,140円	－ 1,430円	＝ 5,710円

(2) 未就学児分 (注3)

			(参考)	(6年度料率)	(減額すべき額)	(賦課額)
低所得者7割減額時	均等割	1,350円	均等割	2,700円	－ 1,350円	＝ 1,350円
低所得者5割減額時	均等割	2,250円	均等割	4,500円	－ 2,250円	＝ 2,250円
低所得者2割減額時	均等割	3,600円	均等割	7,200円	－ 3,600円	＝ 3,600円
低所得者減額なし時	均等割	4,500円	均等割	9,000円	－ 4,500円	＝ 4,500円

(注1) 総所得金額が以下の金額を超えない世帯については、均等割及び平等割が減額されます。

7割減額：43万円＋10万円×（給与所得者等の人数－1※）

5割減額：43万円＋29.5万円×加入者数＋10万円×（給与所得者等の人数－1※）

2割減額：43万円＋54.5万円×加入者数＋10万円×（給与所得者等の人数－1※）

※一定の給与所得者または公的年金等受給者が2人以上いる場合、合計人数から1を減じた数

(注2) 特定世帯とは、75歳に到達する被保険者が国保から後期高齢者医療に移行することにより、その世帯の国保被保険者が単身となる世帯で、平等割の2分の1を減額。特定継続世帯とは、特定世帯となってから5年を経過し8年を経過する月までにある世帯で、平等割の4分の1を減額。

(注3) 未就学児とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者で、低所得者に係る減額後の均等割に対し、その2分の1を減額。

令和 6 年度保険料率の試算について【後期高齢者支援金等分】

〔支出見込額〕

〔収入見込額〕

後期高齢者支援金等分

460,315 千円

後期高齢者支援金等分

現年度保険料（賦課総額）

410,583 千円

内、保険料収入必要分

（343,227千円）

内、財政調整基金

（15,073千円）

内、保険基盤安定繰入金（軽減分）

未就学児均等割保険料繰入金

産前産後保険料繰入金

（67,356千円）

後期高齢者支援金等分

49,732 千円

内訳

一般会計繰入金

37,686 千円

（軽減分、未就学児分、
産前産後分を除く）

その他財源

12,046 千円

保険料収入必要分

328,154 千円

（徴収率）

95.92%

（調定額）

342,112 千円

調定額ベース

（賦課総額）

413,124 千円

（法定軽減額）

67,356 千円

（市独自減免額）

3,656 千円

71,012 千円

÷

（取得喪失による変動率）

98.42%

（当初賦課額）

419,756 千円

所得割（100分の50に相当する額）

210,398 千円 ÷ 6,513,892 千円

≒

3.23 %

（ 5 年度

差

3.11 %)

0.12 pt

均等割（100分の30に相当する額）

124,983 千円 ÷ 13,887 人

≒

9,000 円

（ 5 年度

差

8,580 円)

420 円

平等割（100分の20に相当する額）

84,375 千円 ÷ 8,863 世帯

≒

9,520 円

（ 5 年度

差

9,200 円)

320 円

◎令和6年度介護納付金分保険料の保険料率及び減額について

1. 保険料率

所得割 2. 69 / 100 均等割 7, 760円 平等割 6, 100円

2. 保険料の減額

(1) 低所得者分

(参考)

(6年度料率)

(減額すべき額)

(賦課額)

7割減額	均等割	5, 440円	均等割	7, 760円	－	5, 440円	=	2, 320円
	平等割	4, 270円	平等割	6, 100円	－	4, 270円	=	1, 830円
5割減額	均等割	3, 880円	均等割	7, 760円	－	3, 880円	=	3, 880円
	平等割	3, 050円	平等割	6, 100円	－	3, 050円	=	3, 050円
2割減額	均等割	1, 560円	均等割	7, 760円	－	1, 560円	=	6, 200円
	平等割	1, 220円	平等割	6, 100円	－	1, 220円	=	4, 880円

(注) 総所得金額が以下の金額を超えない世帯については、均等割及び平等割が減額されます。

7割減額：43万円＋10万円×（給与所得者等の人数－1※）

5割減額：43万円＋29.5万円×加入者数＋10万円×（給与所得者等の人数－1※）

2割減額：43万円＋54.5万円×加入者数＋10万円×（給与所得者等の人数－1※）

※一定の給与所得者または公的年金等受給者が2人以上いる場合、合計人数から1を減じた数

令和 6 年度保険料率の試算について【介護納付金分】

〔支出見込額〕

〔収入見込額〕

介護納付金分
156,736 千円

介護納付金分
現年度保険料 (賦課総額)
139,169 千円
内、保険料収入必要分
(118,787千円)
内、財政調整基金
(33,821千円)
内、保険基盤安定繰入金 (軽減分)
産前産後保険料繰入金
(20,382千円)
介護納付金分
17,567 千円
内訳
一般会計繰入金
10,881 千円
(軽減分、産前産後分を除く)
その他財源
6,686 千円

保険料収入必要分
84,966 千円

(徴収率)

÷

92.21%

=

(調定額)

92,144 千円

調定額ベース
(賦課総額)

+

114,124 千円

(法定軽減額)

20,382 千円

(市独自減免額)

1,598 千円

+

21,980 千円

(取得喪失による変動率)

98.16%

(当初賦課額)

116,263 千円

所得割 (100分の50に相当する額)

59,486 千円 ÷ 2,211,380 千円

=

2.69 %

(5

年度

2.69 %)

差

0.00 pt

均等割 (100分の30に相当する額)

33,732 千円 ÷ 4,347 人

=

7,760 円

(5

年度

7,760 円)

差

0 円

平等割 (100分の20に相当する額)

23,045 千円 ÷ 3,778 世帯

=

6,100 円

(5

年度

6,100 円)

差

0 円